

伊那中央行政組合特定個人情報等取扱規程

平成27年12月25日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条に規定する個人番号関係事務を伊那中央行政組合が実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (2) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (3) 個人番号関係事務 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (4) 総括管理者 伊那中央行政組合の個人番号関係事務を総括的に管理する責任者をいう。
- (5) 管理監督者 総括管理者の指示を受け、所管する個人番号関係事務が適正に行われるように管理監督する職員をいう。

(個人番号関係事務の範囲)

第3条 伊那中央行政組合が取り扱う個人番号関係事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 給与所得、退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- (2) 年末調整関係申告書類作成に関する事務
- (3) 支払調書作成に関する事務
- (4) 住民税に関する事務
- (5) 財産形成貯蓄に関する事務
- (6) 長野県市町村共済組合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に関する事務
- (7) 国民年金第3号被保険者に関する事務
- (8) 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法に関する事務
- (9) 児童手当に関する事務

(特定個人情報基本方針)

第4条 伊那中央行政組合における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を別に定めるものとする。

(管理体制)

第5条 個人番号関係事務における管理体制として、当該各号に定める者を置く。

- (1) 総括管理者 事務局長
- (2) 管理者 庶務課長
- (3) 監督者 次条で定める事務取扱担当課等の長

2 総括管理者は、個人番号関係事務の責任者として全体を管理する。

3 管理者は、総括管理者の指示を受け、定期的に個人番号関係事務を検証するとともに、個人番号関係事務取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）の教育を行う。

4 監督者は、取扱担当者、個人番号を取得する担当者（以下「取得担当者」という。）を指名するとともに、適正な事務を指示する。

(事務取扱担当課等)

第6条 伊那中央行政組合の課等が取り扱う個人番号関係事務は、次の各号に定める課等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- (1) 伊那中央行政組合庶務課 伊那中央行政組合一般会計に関する個人番号関係事務
- (2) 伊那中央衛生センター 伊那中央行政組合一般会計に関する個人番号関係事務
- (3) 伊那中央病院総務課 職員（内定者含む。）及び扶養親族に関する個人番号関係事務
- (4) 伊那中央病院経営企画課 伊那中央病院事業会計（職員及び扶養親族に関する個人番号関係事務を除く。）に関する事務

(取扱担当者及び取得担当者)

第7条 第5条第4項の規定により指名された取扱担当者は、第3条に規定する事務を行うものとする。

2 第5条第4項の取得担当者は、監督者の指示により、番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で、第3条に規定する事務に必要な者から個人番号を取得するとともに、直ちに取扱担当者に提出する。

3 取扱担当者及び取得担当者以外の者は、いかなる理由があっても特定個人情報等を取り扱ってはならない。

(個人番号の提供の請求)

第8条 監督者は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は扶養親族の個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきときは、この限りでない。

(利用等)

第9条 個人番号は、第3条に規定する事務を処理する以外に利用してはならない。

2 保有する特定個人情報及び前条の規定により提供のあった個人番号（以下「特定個人

情報等」という。)を持ち出すときは、監督者の許可を得なければならない。

(保管)

第10条 管理者は、第3条に規定する個人番号関係事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2 特定個人情報等は、次の各号に掲げる方法により保管する。

(1) 紙媒体による保管 施錠できるキャビネット等に保管し、鍵は管理者又は監督者が管理する。

(2) データによる保管 特定個人情報等を取り扱う機器は、盗難防止用のセキュリティ対策を実施するとともに、パスワードを付与する等の保護措置を講ずる。

(提供の制限)

第11条 番号法第19条に規定する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(削除又は廃棄)

第12条 特定個人情報等は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合は、削除し、又は廃棄するものとする。

(定期監査)

第13条 管理者は、監督者及び監督者以外の課等の長とともに、定期的に個人番号関係事務を監査し、その結果を総括管理者に報告するものとする。

2 総括管理者は、必要に応じて管理者及び監督者に対して事務改善等を指示するものとする。

(情報漏えい時等の体制)

第14条 総括管理者は、情報漏えい等の事案発生又は兆候を把握した場合は、伊那中央行政組合個人情報事故等対策会議(以下「対策会議」という。)を設置し、事実関係の確認及び原因の究明を実施し、情報漏えい被害者、関係官庁等に報告するとともに、再発防止策を検討し、組合長に報告しなければならない。

2 組合長は対策会議の報告を受け、総括管理者に対応を指示するものとする。

3 対策会議は、総括管理者を議長とし、事案に応じた職員のうちから総括管理者が指名する者をもって組織する。

3 対策会議の庶務は、伊那中央行政組合庶務課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。